

適正規模・適正配置の方策に係る取組状況、成果及び課題の確認について

1 適正規模・適正配置の方策について

市では、児童・生徒にとって、より良い教育環境とするため、学校規模の適正化を図ることを目的に、平成 27 年 9 月に「厚木市立・小中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」（以下「方針」という。）を策定し、方針に基づき適正規模・適正配置について取り組んでいる。（方針の概要については参考資料 3 参照）

2 方針策定後の取組状況について

方針で定める五つの「学校規模適正化の方策」の取組状況は次のとおりとなっている。

(1) 通学区域の変更

実施実績なし

(2) 対象を限定した通学区域の設定

実施実績なし

(3) 住居からおおむね 1 km 以内の学校の選択

対象年度	実績	備考
平成 28 年度	1 人	厚木第二小学校から相川小学校
平成 29 年度	3 人	厚木第二小学校から相川小学校（2 人） 南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（1 人）
平成 30 年度	5 人	厚木第二小学校から相川小学校（3 人） 南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（2 人）
平成 31 年度	7 人	厚木第二小学校から相川小学校（4 人） 南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（3 人）
令和 2 年度	4 人	厚木第二小学校から相川小学校（3 人） 南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（1 人）
合計	20 人	

(4) 隣接区域への中学校選択制

対象年度	実績
平成 28 年度	73 人
平成 29 年度	67 人
平成 30 年度	77 人
平成 31 年度	73 人
令和 2 年度	67 人
合計	357 人

(5) 小規模特認校制度による特例

対象年度	実績
平成 28 年度	7 人
平成 29 年度	7 人
平成 30 年度	3 人
平成 31 年度	8 人
令和 2 年度	2 人
合計	27 人

※現在、小規模特認校として玉川小学校を指定している。

2 適正規模・適正配置の方策に係る成果や課題等について

適正規模・適正配置の方策に係る成果や課題等について参考資料 4 のとおり整理し、適正な通学区域の再編成について審議を行う「厚木市小中学校通学区域再編成委員会」で審議した結果、委員からは次のとおり意見があった。

【厚木市小中学校通学区域再編成委員会における意見】

- 「住居からおおむね 1 km 以内の学校の選択」について
 - ・ 学校規模の適正化の方策としては効果が小さいのではないか。
 - ・ 学校の現場の立場では、数人でもこの制度を活用して入学してもらえると複数学級編制が可能になる場合等があることから、学校運営や教育指導の面で大変ありがたい。
 - ・ 制度の周知について、幼稚園や保育園といった施設でも積極的に実施していただきたい。また周知チラシだけでなく見学会や説明会の実施も検討してはどうか。
- 「隣接区域への中学校選択制」について
 - ・ 制度を活用して通学している生徒が多数いるが、中には相当の時間を掛けて通学している生徒もいる。そういうことを考えると中学校の選択制や就学指定校の変更という制度はあるものの、やはり地元の学校に通学するという原則は守っていった方がよいのではないか。